正八位　佐藤　勇
正八位　高畑　勝義
高宮　伸　福村　良寛　本間　進一
柾谷　金作　宮崎　信樹
正六位に叙する（各通）
浅見　武男　茨城　信也　**船**越　肇
従六位に叙する（各通）
柿本　照夫　廣江　永子
正七位に叙する（各通）（以上三月十五日）
（陸将補）　太田　尚志
従四位に叙する
佐藤　眞爾
正五位に叙する（各通）
小林　尚志　湯山萬壽夫
従五位に叙する（各通）
遠藤　勝　大家　規一　**齋**藤　博
佐治　照子　増田　榮　川北　篤
正六位に叙する（各通）
大西　定明　奥野　昌男　松下　定加
齊藤　純一　神保　正　假屋　正弘
瀬戸　和輝　土屋　博　鈴木　哲
森田　裕　柳原　好雄　中橋　昭一
従六位に叙する（各通）
關口　宇一　松本　貞夫
三和　孝治　村上　勝夫
正七位に叙する（各通）
裏地　孜郎
従七位に叙する（以上三月十六日）
関川　秀一　田中　定一
従五位に叙する（各通）
大内　茂　佐野　政彦　田中　勉
日浦　博文　藤村　正男
正六位に叙する（各通）
上杉　堯　大浦　治　金田　豊
川谷　隆夫　黒岩　節男　小堀　仁
佐野　可治　武本　孝一　中田　義信
長柄　朝　山口　弘
従六位に叙する（各通）
木賀　広充　小薬　與一　寺田　輝雄
宮田　定　村上　登雄
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する　木野瀬　稔
従七位に叙する　阿部　國啓
正八位に叙する（以上三月十七日）　田中　外夫
従五位に叙する

足立　一郎　海老澤貞治　大久保正幸
川本　保　角江　遲　積田　茂
中西　剛吉
従六位に叙する（各通）
高田　宏
正七位に叙する（以上三月十八日）
正六位に叙する（三月二十日）　南垣　克己
正五位に叙する（三月二十一日）　磯野　孝司
正五位に叙する（三月二十四日）　大村　俊雄
○叙勲
松越　肇
旭日双光章を授ける
奥野　和生
旭日単光章を授ける（以上三月十五日）
佐藤　實　鶴島常太郎　**澁**田　久一
旭日単光章を授ける（各通）（三月十六日）
佐佐木將章　藤原　義一
旭日単光章を授ける（各通）（三月十七日）
浅見　武男　横川　隆正
瑞宝小綬章を授ける（各通）
阿部　勝馬　佐藤　勇
高畑　勝義　高宮　伸　野口　恭利
福村　良寛　本間　進一
乗上　浩祐　宮崎　信樹
松岡　正子
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上三月十五日）
（陸将補）　太田　尚志
佐藤　眞爾　湯山萬壽夫
瑞宝小綬章を授ける（各通）
遠藤　勝　奥野　昌男
裏地　孜郎　瀬戸　和輝　土屋　博
假屋　正弘　松下　定加　森田　裕
中橋　昭一
柳原　好雄
瑞宝双光章を授ける（各通）
浅野　弘　齊藤　純一　鈴木　哲
松村　錬司　三和　孝治
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十六日）
大内　茂　大浦　治　金田　豊
関川　秀一　田中　勉　日浦　博文
藤村　正男
瑞宝双光章を授ける（各通）
木野瀬　稔　山口　弘　渡邊　章三
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上三月十七日）
足立　一郎　海老澤貞治　川本　保
瑞宝双光章を授ける（各通）

瑞宝単光章を授ける（以上三月十八日）　角江　遲
瑞宝双光章を授ける（三月二十日）　南垣　克己
瑞宝単光章を授ける（各通）（三月二十一日）　磯野　孝司　坪内　紘三
瑞宝双光章を授ける（三月二十四日）　大村　俊雄

皇室事項

御見舞電報

天皇陛下は、中華人民共和国で発生した地震による災害につき、四月十六日同国主席閣下へ御見舞電報を発せられた。

御祝電

天皇陛下は、四月二十日イスラエル国の独立記念日につき、同月十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

事務所等の住所変更

第一管区海上保安本部等は、次のとおり住所が変更になります。

平成22年4月21日　海上保安庁

一　名称

(1)　第一管区海上保安本部
(2)　第一管区海上保安本部小**樽**海上保安部
(3)　第一管区情報通信管理センター

一　住所

(1)・(2)・(3)　小**樽**市港町5番2号

一　郵便番号

(1)　047―8560
(2)・(3)　047―0007

一　電話番号

(1)　0134―27―0118
(2)　0134―27―6118
(3)　0134―32―9118

一　変更開始日

(1)　4月19日
(2)　4月26日
(3)　4月19日

一　問い合わせ先

(1)　第一管区海上保安本部総務部総務課
0134―27―0118
(2)　小**樽**海上保安部管理課
0134―27―6118
(3)　第一管区情報通信管理センター情報通信課
0134―32―9118

中部地方整備局公示

木曽川水系長良川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項及び第4項の規定に基づき措置した船舶及び船台（以下「物件」という。）について、当該物件の所有者、占有者その他物件について権原を有する者に対し、当該物件を返還するため、河川法施行令第39条の3第1項第2号の規定に基づき公示する。

平成22年4月21日

中部地方整備局長　富田　英治

1　保管した物件の名称又は種類及び数量　船舶32隻　船台1台
2　保管した物件の放置されていた場所及び当該物件を除却した日
(1)　保管した物件の放置されていた場所　三重県桑名市長島町下坂手地先　一級河川木曽川水系長良川（左岸9.4km付近）
(2)　当該物件を除却した日
平成22年3月9日
平成22年3月10日
平成22年3月11日
平成22年3月12日
平成22年3月15日
3　当該物件の保管を始めた日及び保管の場所
(1)　当該物件の保管を始めた日
平成22年3月9日
平成22年3月10日
平成22年3月11日
平成22年3月12日
平成22年3月15日
(2)　保管の場所　愛知県愛西市福原新田地先（一級河川木曽川水系木曽川右岸12.2km）
4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所占用調整課に申し出ること。
5　問い合わせ先　三重県桑名市大字福島465　国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所占用調整課　電話0594―24―5718